

兵庫県公安委員会弁明の機会の供与に関する規程

〔昭和35年12月20日〕
公安委員会訓令第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)第9条及び地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号)第10条の規定に基づく弁明の機会の供与について必要な事項を定めるものとする。

(弁明の通知)

第2条 公安委員会は、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与える場合には、その者に対し、あらかじめ弁明等の機会供与の通知書(様式第1号)により通知しなければならない。

(弁明の場所)

第3条 弁明は、公安委員会が指定する場所において行う。

(口頭による弁明の録取)

第4条 口頭による弁明は、弁明録取書(様式第2号)に録取し、その者に読み聞かせて誤りのないことを確認の上、署名押(指)印させるものとする。

(事務処理)

第5条 弁明の機会の供与の事務は、当該行政処分の事務を担当する警察本部の主管課長が処理するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和35年12月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、すでにこの規程の規定に相当する兵庫県公安委員会聴聞規則(昭和29年兵庫県公安委員会規則第10号)の規定に基づいてなされた決定および手続は、この規程の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則

〔昭和36年3月3日〕
公安委員会訓令第5号

この訓令は、昭和36年3月3日から施行する。

附 則

〔昭和40年7月30日〕
公安委員会訓令第3号

この訓令は、昭和40年8月1日から施行する。

附 則

〔昭和42年10月11日〕
公安委員会訓令第13号

この訓令は、昭和42年11月1日から施行する。

附 則

〔昭和45年4月17日〕
公安委員会訓令第3号

この訓令は、昭和45年5月1日から施行する。

- 附 則 [昭和46年1月20日
公安委員会訓令第1号]
この訓令は、昭和46年1月20日から施行する。
- 附 則 [昭和46年12月16日
公安委員会訓令第8号]
この訓令は、昭和47年1月1日から施行する。
- 附 則 [昭和47年3月25日
公安委員会訓令第4号]
この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。
- 附 則 [昭和48年1月9日
公安委員会訓令第1号]
この訓令は、昭和48年1月9日から施行する。
- 附 則 [昭和53年11月28日
公安委員会訓令第7号]
この訓令は、昭和53年12月1日から施行する。
- 附 則 [昭和55年11月14日
公安委員会訓令第5号]
この訓令は、昭和55年12月1日から施行する。
- 附 則 [昭和58年1月7日
公安委員会訓令第1号]
この訓令は、昭和58年1月15日から施行する。
- 附 則 [昭和60年2月8日
公安委員会訓令第1号]
この訓令は、昭和60年2月13日から施行する。
- 附 則 [昭和60年5月21日
公安委員会訓令第6号]
この訓令は、昭和60年6月1日から施行する。
- 附 則 [昭和62年3月27日
公安委員会訓令第7号]
この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。
- 附 則 [平成2年8月9日
公安委員会訓令第3号]
この訓令は、平成2年9月1日から施行する。
- 附 則 [平成2年12月13日
公安委員会訓令第10号]
この訓令は、平成3年1月1日から施行する。
- 附 則 [平成3年6月27日
公安委員会訓令第3号]
この訓令は、平成3年7月1日から施行する。
- 附 則 [平成4年2月20日]

公安委員会訓令第1号

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則

平成4年2月28日
公安委員会訓令第3号

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則

平成6年4月21日
公安委員会訓令第3号

1 この訓令は、平成6年5月10日から施行する。

2 この訓令による改正前の兵庫県公安委員会聴聞及び弁明の機会の供与に関する規程に規定する様式による書面については、当分の間、改正後の兵庫県公安委員会聴聞及び弁明の機会の供与に関する規程に規定する様式による書面とみなす。

附 則

平成6年9月30日
公安委員会訓令第6号

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

平成8年3月7日
公安委員会訓令第1号抄

(施行期日)

1 この訓令は、行政手続条例の施行の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

弁明等の機会供与の通知書

年 月 日

住所

殿

あなたに対する次の理由による処分について、第 条第 項の規定による弁明及び有利な証拠の提出の機会を供与しますから出席されるよう通知します。

記

- 1 弁明の日時
- 2 弁明の場所
- 3 処分をしようとする理由

備考1 弁明は、口頭による弁明に代えて、弁明の日時までには弁明書を提出して行うことができます。

2 あなた又はあなたの代理人が、正当な理由がなく出席しなかったとき、又は弁明の日時までには弁明書を提出しなかったときは、弁明を行ったものとして処分を決定します。

3 あなたが、病気その他やむを得ない理由で出席できないときは、代理人を出席させることができます。なお、代理人を選任したときは、弁明の日時までには選任書を提出してください。

様式第2号(第4条関係)

弁明録取書

住所
氏名 年 月 日生

上記の者は、 年 月 日
において、本職に対し、次のとおり第 条第 項の規定による弁明をした。
記

弁明人 印
上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て、署名 印し
た。
前同日 勤務 印
階級